

第 4 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

令和元年12月9日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第4回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

令和元年12月9日(月曜日)

午前9時31分開議

午前11時9分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和元年度熊本県一般会計補正予算(第3号)

議案第2号 令和元年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)

議案第3号 令和元年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)

議案第4号 令和元年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第17号 熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 工事請負契約の締結について

議案第24号 指定管理者の指定について

議案第26号 専決処分の報告及び承認について

議案第27号 専決処分の報告及び承認について

議案第28号 専決処分の報告及び承認について

議案第29号 専決処分の報告及び承認について

議案第30号 専決処分の報告及び承認について

議案第31号 専決処分の報告及び承認について

議案第32号 専決処分の報告及び承認について

議案第33号 令和元年度熊本県一般会計補正予算(第4号)

議案第34号 令和元年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)

議案第35号 令和元年度熊本県流域下水道

事業特別会計補正予算(第3号)

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

① 「創造的復興に向けた重点10項目」の進捗状況について

② 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する熊本県計画(素案概要)

③ 熊本県自転車活用推進計画(素案概要)

④ 熊本北部流域下水道浄化センターにおける消化ガス発電事業者の募集について

⑤ 球磨川治水対策協議会について

出席委員(8人)

委員長 緒方 勇 二

副委員長 大平 雄 一

委員 吉永 和 世

委員 小早川 宗 弘

委員 前田 憲 秀

委員 楠本 千秋

委員 松村 秀 逸

委員 城戸 淳

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

土木部

部長 宮部 静 夫

政策審議監 藤本 正 浩

道路都市局長 村上 義 幸

建築住宅局長 上妻 清 人

監理課長 野崎 真 司

用地対策課長 馬場 一 也

土木技術管理課長 勝又 成 也

道路整備課長 亀崎直隆
道路保全課長 吉ヶ嶋雅純
首席審議員
兼都市計画課長 坂井秀一
下水環境課長 渡辺哲也
河川課長 竹田尚史
港湾課長 松永清文
砂防課長 中山雅晴
建築課長 松野秀利
営繕課長 小路永守
住宅課長 原井正

事務局職員出席者

議事課主幹 千羽正裕
政務調査課主幹 西野房代

午前9時31分開議

○緒方勇二委員長 それでは、ただいまから第4回建設常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に4名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることにいたしましたので、御報告いたします。

それでは、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審議を行います。

議案については、執行部の説明を求めた後に、質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

まず、土木部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、宮部土木部長。

○宮部土木部長 おはようございます。

まず、去る10月8日から3日間、中国、関西方面5府県における管外視察に私ども執行部も同行させていただきまして、ありがとうございました。

それでは、今定例会に提案しております議案等の説明に先立ち、最近の土木部行政の動

向につきまして、着座にて御説明をさせていただきます。

益城町の復興まちづくりとして取り組んでいる木山地区の土地区画整理事業につきましては、11月10日、県選出国会議員の皆様、県議会議長及び建設常任委員会の委員の皆様にご出席いただき、着工式を開催いたしました。

今後、地域の皆様に新しい町の姿を実感していただき、自宅再建に向けて希望が膨らむよう、目に見える形で着実に工事を進めてまいります。

次に、平成25年度から整備を進めてきました熊本天草幹線道路の本渡道路につきましては、去る10月26日に開催されました天草島民集会におきまして、令和4年度の開通予定を公表させていただきました。

現在、第二天草瀬戸大橋の橋脚工事を進めており、本格的な整備段階に入っております。

地元の皆様の期待に応えられるよう、スピード感を持ってしっかりと取り組んでまいります。

次に、八代港クルーズ拠点につきましては、国及びロイヤル・カリビアン社と連携しながら着実に整備を進めており、完成の姿が見えてまいりました。

先月26日には、知事が整備状況を視察したところです。

今後も引き続き3者で連携し、来年4月の供用開始に向けて、魅力あるクルーズ拠点形成に取り組んでまいります。

それでは、今定例会に提案しております土木部関係の議案等について御説明いたします。

今回提案しております議案は、補正予算関係議案7件、条例等関係議案10件でございます。

補正予算の概要につきまして御説明いたします。

今回の補正予算は、令和元年度における大雨、台風災害対応等に必要な費用等として4億100万円余り、熊本県人事委員会勧告を踏まえた職員給与改定分としまして2,200万円余の増額補正をお願いしております。

あわせて、ゼロ県債といたしまして21億7,000万円余の債務負担行為の設定、また、664億5,400万円の繰越明許費の設定をお願いしております。

次に、条例等議案につきましては、条例改正1件、工事請負契約の締結1件、指定管理者の指定1件、専決処分の報告及び承認について7件の計10件の御審議をお願いしております。

そのほかの報告事項につきましては、創造的復興に向けた重点10項目の進捗状況についてなど5件について御報告させていただきます。

以上、総括的な御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

今後とも、復旧、復興、国土強靱化等の事業推進に積極的に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

○緒方勇二委員長 引き続き、担当課長から説明をお願いいたします。

○野崎監理課長 監理課でございます。

本日は、説明資料といたしまして、建設常任委員会説明資料1冊を準備しております。また、その他報告事項といたしましては、5件を準備しております。

それでは、お手元の建設常任委員会説明資料をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

令和元年度11月補正予算について御説明いたします。

今回の補正予算は、令和元年度における大雨、台風災害等に必要な経費として4億100万円余、また、追号で熊本県人事委員会勧告を踏まえた職員給与改定分として2,200万円余の増額補正を計上しております。

上の表2段目の今回補正額ですが、一般会計の普通建設事業で、補助事業として2,100万円余、災害復旧事業で、補助事業として6,000万円余、単県事業として400万円余、投資的経費の計といたしましては、8,500万円余の増額となります。消費的経費といたしましては、3億800万円余を計上しており、一般会計としては、3億9,400万円余の増額となります。

右側の特別会計では、2,900万円余の増額となります。

各課別の内訳につきましては、その下の表のとおりとなっております。

次に、2ページをお願いいたします。

令和元年度11月補正予算総括表でございます。

一般会計及び特別会計ごとに、各課ごとの補正額とともに、右側に今回補正額の財源内訳を記載しております。

今回の補正額の財源内訳の最下段をごらんください。

特定財源の国庫支出金が6,300万円余、地方債が3,000万円、その他が1,800万円余、一般財源が3億1,200万円余の増額でございます。

表、中ほどの今回補正額の職員給与改定分でございますが、県内の民間給与との格差、0.09%を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げるとともに、ボーナスについて、民間の支給割合に見合うよう、0.05月分引き上げるなどの改定を行うものです。

なお、19ページから34ページに各課の職員給与改定に係る補正予算が出てまいりますので、先ほどの説明と同じ趣旨でございますので、各課からの説明は省略させていただきます。

す。

また、3ページ以降に職員給与改定以外の各課補正予算が出てまいります。県単独事業に係る債務負担行為のうち、いわゆるゼロ県債として21億7,000万円余の設定をお願いしております。これは、梅雨時期までの完了など早期着手、完了を目指し、年度内に契約、事業着手が必要な事業について設定をお願いしております。

以上が土木部の11月補正予算の状況でございます。

次に、監理課の補正予算について御説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

このページ以降、各課の補正予算の詳細を記載しております。

2段目の建設産業支援事業費でございますが、右側の説明欄をごらんいただきたいと思います。

建設産業若手人材確保対策事業として、1,500万円の債務負担行為の設定をお願いしております。これは、県内高校3年生等を対象とした企業説明会である熊本県建設産業の魅力発見フェアについて、年度当初の5月から6月の開催を予定しており、本定例会で債務負担行為の設定をお願いするものです。

監理課からは以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○勝又土木技術管理課長 土木技術管理課でございます。

説明資料の4ページをお願いいたします。

1件の債務負担行為の設定をお願いしております。

上から2段目、建設単価調査費の右側の説明欄をごらんください。

建設単価調査業務において、2,800万円余の債務負担行為の設定をしております。

この業務は、土木部が発注する公共工事の積算に用いる建設資材などの設計単価を決定

するために必要な市場取引の実勢価格を調査するものです。この調査を令和2年4月当初から開始するために、債務負担行為の設定をお願いするものです。

土木技術管理課は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○吉ヶ嶋道路保全課長 道路保全課でございます。

まず、補正予算について御説明いたします。

5ページをお願いいたします。

2段目の単県道路修繕費でございますが、表左から4列目のとおり、2億8,600万円余の増となっております。

表右側説明欄の上段をごらんください。

台風や大雨による県道槻木田代八重線ほか255カ所の倒木や崩土処理等に要する経費でございます。この結果、道路保全課の補正後の予算総額は、表左から5列目の最下段のとおり、199億9,500万円余となります。

次に、債務負担行為の設定について御説明いたします。

上から2段目の単県道路修繕費は、小規模な舗装の老朽損傷箇所を舗装、修繕するもので、右側説明欄のとおり、国道219号ほか15カ所で2億1,700万円余のゼロ県債の設定をお願いしております。

上から4段目の道路新設改良費のうち、道路舗装費は、計画的に舗装、補修を実施するもので、右側説明欄のとおり、国道266号ほか32カ所で5億7,600万円余のゼロ県債の設定をお願いしております。

これら2事業につきましては、劣化した舗装の損傷が梅雨時期に進行することを未然に防ぎ、道路交通の安全を確保することを目的に、早期発注するものでございます。

道路保全課からは以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○坂井都市計画課長 都市計画課でございます。

資料の6ページをお願いいたします。

上から2段目の街路整備事業費の一番右側の説明欄をごらんください。

令和2年度から令和4年度にかけて、工事に伴う債務負担行為の設定をお願いしております。これは、益城中央線の4車線化工事に伴う福富橋のかけかえ工事において債務設定をお願いするものでございます。

都市計画課は以上でございます。

○渡辺下水環境課長 下水環境課でございます。

下水環境課は、一般会計と流域下水道事業特別会計に分かれておりますので、まず、一般会計から、今回の補正予算に計上しております予算について御説明いたします。

資料の7ページをお願いいたします。

上から2段目の市町村災害復旧指導監督事務費でございますが、表左から4列目のとおり、100万円余を計上しております。これは、市町村が実施する補助災害復旧事業に係る指導監督事務費として認められた額を計上するものです。

以上、下水環境課の一般会計での補正といたしまして、7ページ、表左から4列目、最下段のとおり、100万円余の増となります。

この結果、下水環境課の補正後の予算総額は、表左から5列目、最下段のとおり、11億7,600万円余となります。

続きまして、流域下水道事業特別会計について御説明いたします。

資料の8ページをお願いいたします。

最下段の球磨川上流流域下水道建設費でございますが、表左から4列目のとおり、1億1,100万円余の増となります。これは、表右側説明欄のとおり、放流水を紫外線により消毒する施設などにふぐあいが発生していることから、緊急に改築工事を行うための経費を

計上しております。

資料の9ページをお願いいたします。

上から4段目の八代北部流域下水道建設費でございますが、表左から4列目のとおり、8,200万円余の減となっております。これは、球磨川上流流域下水道事業において緊急対応を行う必要が生じたことから、未執行事業について、事業計画の精査を行ったことによる事業費の確定に伴うものでございます。

以上、流域下水道事業特別会計での補正といたしまして、9ページ、表左から4列目、最下段のとおり、2,900万円余の増となります。

この結果、流域下水道事業特別会計の補正後の予算総額は、表左から5列目、最下段のとおり、37億5,200万円余となります。

次に、今回、債務負担行為の設定をお願いしております。

恐れ入りますが、8ページをお願いいたします。

上から2段目の熊本北部流域下水道管理費の表右側説明欄をごらんください。

下水道管理者には、下水道法において、下水道からの放流水の水質検査の実施が義務づけられており、この水質検査を次年度当初から円滑に実施するため、検査業務委託に関する経費として、600万円余の債務負担行為の設定をお願いするものです。

同じく4段目、球磨川上流流域下水道管理費、9ページ、上から2段目の八代北部流域下水道管理費につきましても、同様に、それぞれ500万円余の債務負担行為の設定をお願いしております。

資料の8ページをお願いいたします。

最下段の球磨川上流流域下水道建設費の右側説明欄をごらんください。

紫外線滅菌設備等改築更新工事について、品質確保の観点から、来年度予算と合わせて一体的に施行する必要があることから、令和2年度の債務負担行為の設定をお願いしてお

ります。

下水環境課は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○竹田河川課長 河川課でございます。

まず、補正予算について御説明いたします。

資料の11ページをお願いいたします。

4段目の河川等災害関連事業費でございますが、表左から4列目のとおり、2,100万円余の増となっております。これは、災害復旧事業とあわせて行う改良復旧工事に要する経費です。本年7月の豪雨により被災しました市房ダム管理所裏ののり面に隣接する斜面について補強を行い、安全性の向上を図るものです。先月実施されました災害査定の結果、事業採択となったことから、今回補正をお願いするものです。

次に、資料12ページをお願いいたします。

2段目の市町村災害復旧指導監督事務費でございますが、表左から4列目のとおり、4,300万円余の増となっております。これは、市町村が実施する補助災害復旧事業に係る指導監督事務費として認められた額の補正を計上するものです。

次に、5段目の現年発生災害復旧工事費でございますが、表左から4列目のとおり、400万円余の増となっております。これは、ことしの豪雨等により被災した公共土木施設の復旧のうち、補助災害復旧事業の採択要件となった1カ所の工事費が120万円に満たないものについて、県単独事業として実施するものです。

以上、河川課の補正といたしまして、表左から4列目最下段のとおり、6,800万円余の増となり、この結果、補正後の予算総額は、表左から5列目の最下段のとおり、247億5,200万円余となります。

また、今回、債務負担行為の設定をお願いしております。

恐れ入ります。資料の11ページをお願いいたします。

2段目の河川掘削事業費でございますが、表右側の説明欄をごらんください。

1億1,400万円のゼロ県債の設定をお願いしております。これは、嘉島町の矢形川ほか12カ所において、特に土砂の堆積が著しく、危険性の高い河川について、来年の出水期までに堆積した土砂の掘削を行い、河川の流下能力の維持を図るものです。

次に、5段目の単県河川改良費でございますが、表右側の説明欄に記載のとおり、1億200万円のゼロ県債の設定をお願いしております。これは、球磨村の小川ほか2カ所について、工事工程上の都合やノリ養殖業に支障のない時期に工事完了を図るためのものです。

7段目の単県海岸保全費でございますが、表右側の説明欄に記載のとおり、2,500万円のゼロ県債の設定をお願いしております。これは、長洲町の西塘海岸の水門の修繕をノリ養殖業に支障のない時期に施行するためのものです。

次に、12ページをお願いします。

3段目の過年発生国庫補助災害復旧費でございますが、表右側の説明欄をごらんください。

庁用自動車賃借の債務負担行為の設定として400万円余をお願いしております。これは、災害復旧事業の施行に伴い必要となる庁用自動車のリース契約を年度当初から行うためのものです。

河川課からは以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○松永港湾課長 港湾課でございます。

説明資料の13ページをお願いします。

一般会計の補正について御説明いたします。

上から5段目の現年発生国庫補助災害復旧

費として、左から5列目のとおり、1,500万円余を計上しております。これは、表右側説明欄のとおり、9月の台風17号により被災した三角港の港湾施設について、災害復旧を行うものでございます。その結果、最下段の左から4列目のとおり、港湾課の一般会計の補正後の予算総額は87億1,100万円余となります。

続きまして、債務負担行為について御説明します。

同じく説明資料の13ページをお願いいたします。

まず、一般会計について御説明いたします。

上から2段目の単県港湾整備事業費において、表右側説明欄のとおり、単県港湾維持浚渫事業費として8億4,000万円の債務負担行為の設定を計上しております。これは、熊本港ほか3港におけるしゅんせつ事業で、ノリ養殖に支障のない時期までに工事を完了する必要があるため、ゼロ県債の設定をお願いするものでございます。

続きまして、14ページをお願いします。

港湾整備事業特別会計について御説明いたします。

上から2段目の施設管理費において、表右側説明欄のとおり、庁舎等管理業務として6,200万円余を計上しております。これは、年度当初から港湾施設の管理業務を円滑に行うため、ゼロ県債の設定をお願いするものでございます。

港湾課からは以上でございます。

よろしく申し上げます。

○中山砂防課長 砂防課でございます。

資料の15ページをお願いします。

今回、補正予算に計上しておりますのは、債務負担行為の設定のみをお願いしております。

2段目の火山砂防事業費の表右側説明欄を

ごらんください。

3億円のゼロ県債の債務負担行為の設定を計上しております。

内容としましては、阿蘇市の泉川ほか1カ所で、梅雨期までに砂防堰堤等の一部工事を完了させ、事業効果の早期発現を図るものです。

砂防課からは以上でございます。

よろしく申し上げます。

○原井住宅課長 住宅課でございます。

16ページをお願いいたします。

今回、債務負担行為の設定をお願いしております。

2段目の公営住宅維持管理費の表右側の説明欄をごらんください。

県営住宅の管理につきまして、第5期に当たります令和2年度から令和6年度までの5年間につきまして、各年度6億3,800万円余、合計で31億9,300万円余の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

指定管理者の指定につきましては、後ほど御説明させていただきます。

住宅課からは以上でございます。

○野崎監理課長 監理課でございます。

17ページをお願いいたします。

令和元年度繰越明許費でございます。

1の一般会計として643億1,800万円、2の港湾整備事業特別会計として6億1,600万円、3の用地先行取得事業特別会計として4億円、4の流域下水道事業特別会計として11億2,000万円、一般会計及び特別会計合わせて664億5,400万円となっております。

なお、昨年度の最終設定額は、736億8,200万円余となっており、昨年度の設定額より72億2,800万円余の減となっております。

繰り越しにつきましては、事業の進捗管理と効率的な執行を図るとともに、適正工期の確保等、適切に運用してまいります。

○松永港湾課長 港湾課でございます。

説明資料の35ページをお願いします。

議案第17号、熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

右側の36ページの概要で御説明いたします。

2、制定改廃の必要性につきましては、八代港国際旅客船拠点、つまりクルーズ拠点の施設整備に伴い、新たに設置する観光バス用の駐車場及びクルーズ客用の旅客乗降用施設の使用料の規定を整備する必要があるためでございます。

3、内容につきましては、(1)のとおり、八代港に駐車場及び旅客乗降用施設を設けることに伴い、その使用料の追加を行うものがございます。

(2)のとおり、この条例につきましては、クルーズ拠点を供用開始する令和2年4月1日から施行いたします。

港湾課からは以上でございます。

よろしく願いいたします。

○野崎監理課長 監理課でございます。

37ページをお願いいたします。

議案第21号、工事請負契約の締結についてでございます。

工事名、国道389号広域連携交付金(下田南3号トンネル)工事。工事内容、トンネル工。工事場所は、天草市天草町下田南地内。工期は、契約締結の日の翌日から令和4年1月31日まで。契約金額、13億3,870万円。契約の相手方は、中村・吉田・苓州特定建設工事共同企業体。契約の方法は、一般競争入札でございます。

38ページをお願いいたします。

議案第21号の入札経緯及び入札結果でございます。

1の競争入札に参加する者に必要な資格として、上段から、建設工事の種類、共同企業

体の構成員数、格付等級又は経営事項審査の総合評定値、営業所の所在地、施工実績に関する事項及び配置予定技術者に関する事項について、記載のとおり設定をしております。

2の評価に関する基準ですが、本工事は、入札時に技術申請書等の提出を求め、技術評価と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、工事内容を確実に実施できるかどうかについて審査を行いました。評価を行う施工体制確認型総合評価方式で実施をしております。

なお、施工計画としては、トンネル工事において、品質確保と施工上の課題が重要であることから、課題を設定し、提出された技術申請書の評価に基づく技術評価点を入札価格で除して算出した評価値が最も高い者を落札者といたしました。

39ページをお願いいたします。

設定した課題は、品質確保に関して4項目、施工上の課題に関して4項目の合計8項目です。

3の開札及び総合評価結果でございますが、入札には2者が参加し、令和元年9月5日に開札を行い、評定調査しております。

その結果、技術評価点が116.10で、税抜き12億4,196万3,000円の予定価格に対し、税抜き12億1,700万円で入札した中村・吉田・苓州特定建設工事共同企業体が評価値9.5399となり、落札を決定しております。

監理課からは以上でございます。

よろしく願いいたします。

○原井住宅課長 住宅課でございます。

資料の41ページをお願いします。

第24号議案、指定管理者の指定についてでございます。

熊本県営住宅等の管理につきましては、今年度末の令和2年3月31日に第4期指定管理

期間が満了することになるため、新たな指定管理候補者の選定手続を行っております。

施設の名称は、熊本県営住宅及び共同施設並びに熊本県営改良住宅及び地区施設。指定管理者の名称は、熊本県営住宅管理センター共同企業体で、地元の不動産管理会社1社と全国規模の建物管理運営会社1社の合わせて2社で構成される企業体でございます。

指定の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間でございます。

続きまして、42ページをお願いいたします。

選定に係る概要について御説明いたします。

選定の経緯でございますが、令和元年10月4日から公募を行った結果、2企業体から申請がございました。

2の選定理由でございますが、5名の外部有識者による選考委員会において、県営住宅運営に関する専門的能力を有し、主に安定的な管理運営が可能となる人的体制が他者よりすぐれているとの評価を得たことを踏まえ、指定管理候補者として選定することとしました。

提案価格は、令和2年度から令和6年度までの5年間の合計で31億8,842万5,000円でございます。

3の指定管理候補者選考委員会による審査結果等につきましては、記載のとおりでございます。

住宅課は以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○吉ヶ嶋道路保全課長 道路保全課でございます。

道路の管理瑕疵に関する専決処分の報告及び承認につきましては、説明資料43ページの第26号議案から56ページの第32号議案までの7件でございます。

まず、資料の43ページの第26号議案でござ

いますが、詳細は、右ページの概要にて説明します。

本件は、令和元年7月1日午前8時15分ごろ、阿蘇郡西原村大字小森におきまして、主要地方道熊本高森線を軽乗用自動車で行進中、路面に生じていた穴ぼこに左前後輪が落下し、左前輪を破損したものであります。

穴ぼこが水たまりとなっていたことで穴ぼこ気づきにくかった点を考慮して、被害額の8割に当たる7,464円を賠償しております。

次に、資料の45ページの第27号議案でございますが、右ページの概要をお願いいたします。

本件は、令和元年7月3日午前7時30分ごろ、下益城郡美里町洞岳におきまして、一般県道清和砥用線を軽乗用自動車で行進中、進行方向左側ののり面から落ちていた石に衝突し、オイルパン等を破損したものであります。

運転者が前方を注視するなどして運転をしていれば事故を回避できた可能性があることを考慮いたしまして、被害額の3割に当たる1万2,766円を賠償しております。

次に、資料の47ページの第28号議案でございますが、右ページの概要をお願いいたします。

本件は、令和元年7月3日午後6時30分ごろ、宇城市豊野町上郷におきまして、主要地方道小川嘉島線を軽乗用自動車で行進中、路面に生じていた穴ぼこに右後輪が落下し、右後輪を破損したものであります。

穴ぼこが水たまりとなっていたことで穴ぼこ気づきにくかった点を考慮して、被害額の8割に当たる8,800円を賠償しております。

次に、資料の49ページの第29号議案でございますが、右ページの概要をお願いいたします。

本件は、令和元年7月18日午後10時30分ごろ、阿蘇郡西原村大字布田におきまして、一般県道堂園小森線を軽乗用自動車で行進中、路面に生じていた穴ぼこに左前後輪が落下

し、左前後輪を破損したものであります。

夜間であったことを考慮して、被害額の7割に当たる5万8,590円を賠償しております。

なお、本件事故箇所は、次に説明します第30号議案と同一箇所でございます。

次に、資料の51ページの第30号議案でございますが、右ページの概要をお願いします。

本件は、令和元年7月18日午後11時30分ごろ、阿蘇郡西原村大字布田におきまして、一般県道堂園小森線を普通乗用自動車で行進中、路面に生じていた穴ぼこに左前後輪が落下し、左前輪を破損したものであります。

夜間であったこと、雨天で視界不良であったことを考慮して、被害額の8割に当たる8,400円を賠償しております。

次に、資料の53ページ、第31号議案でございますが、右ページの概要をお願いします。

本件は、令和元年8月5日午後1時ごろ、球磨郡多良木町多良木におきまして、一般国道219号を普通乗用自動車で行進中、路面の段差に左前輪が衝突し、左前輪等を破損したものであります。

運転者が前方を注視するなどして運転をしていれば事故を回避できた可能性があることを考慮して、被害額の3割に当たる4万798円を賠償しております。

次に、資料の55ページの第32号議案でございますが、右ページの概要をお願いします。

本件は、令和元年8月27日午前7時50分ごろ、菊池市泗水町住吉におきまして、一般県道原植木線を普通乗用自動車で行進中、路面に生じていた穴ぼこに左前後輪が落下し、左前後輪を破損したものであります。

雨天のため、視界不良であったことを考慮して、被害額の5割に当たる5万4,000円を賠償しております。

道路保全課の説明は以上でございます。

よろしくお願いたします。

○緒方勇二委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案について質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○前田憲秀委員 御説明ありがとうございました。

12ページのパトロールカーかなと思うんですけども、庁用自動車リース代ということで410万という御説明がありました。これは、普通のああいう大きな、ハイラックスとか、ああいう大きいパトロールカーのことなんですかね。

○竹田河川課長 河川課でございます。

この車につきましては、職員が工事監督等で現場に行くための軽乗用車とか、ライトバンということで、複数台計上しておるところでございます。

○前田憲秀委員 それなりのということで。何でこのことをお尋ねするかというと、ちょっと違うところも関連をするんですけども、熊本県庁には、そこにFCVの水素ステーションがあります。これはホンダさんの系列なので、格好いい乗用車タイプなんですけど、私がFCVの勉強会で福岡にお邪魔したんですが、福岡県は、河川パトロールカーを中心に、FCV車を導入されております。そういう連携のお話みたいなのは余りないんですかね。

○野崎監理課長 監理課でございます。

FCVの調達について、基本的には、商工観光労働部からそういう話があった場合には、県として、いろいろ方針を決めているところでございます。実際、ホンダの庁用車の調達については、商工観光労働部から知事公室と連携してホンダの公用車ということはある程度我々としては意識してきているんです

けれども、水素自動車については、今のところはございません。

○前田憲秀委員 実情は私もある程度理解しているんですけども、例えば、この水素ステーションも、通常100、本来だったら補填できるのが半分ぐらいという話も聞いています。ただ、年々向上はしていると思うので、どんなにEV、EVといっても、これからやっぱり燃料電池車の需要というのは必ず大きいと思うんです。というのが、動く距離が結構多いんですよ。600キロぐらいというふうに福岡のほうではお聞きしたんですけども、もちろん水素ステーションの問題とかさまざまあるんですけども、県庁にせっきゃくFCVのステーションがあるので、産業展示会とかあいうので、ただ展示するだけではなくて、何か突破口を開いてもらいたいなという思いがあって、まずイメージとしては土木関係のパトロール車なんです。ぜひ、それは頭に入れていただければなというふうに思っています。これはもう要望でお願いしておきます。

○緒方勇二委員長 要望ですね。

○前田憲秀委員 はい。

○緒方勇二委員長 ほかにありませんか。

○小早川宗弘委員 同じく12ページですけども、この市町村災害復旧指導監督事務費ということで4,300万円ありますけれども、補正の額が補正前の額よりも結構高いというふうな形になっていまして、これは一体何の費用なのか、ちょっと私もよくわからぬものですから、教えてください。

○竹田河川課長 河川課でございます。

市町村が災害復旧事業を行う際に、県職員

として指導監督をやる、場合によっては、大きな工法変更が必要になる場合は、国との協議が必要になってまいりますけれども、その協議を行ったりということもやってまいります。

今回、金額がふえておりますのは、もともと、28年、29年、30年に発生した災害復旧で、今年度、災害を復旧する分を計上しておりますけれども、一部、国のほうが増額を認めていただいた分と、今年度発生しました災害復旧事業がございます。その分を含めまして市町村が行う災害復旧事業の金額に応じて県の指導監督事務費、これを計算によって決めたという形でございます。

○小早川宗弘委員 要するに、これは人件費ということになるんですか。

○竹田河川課長 河川課です。

人件費がほとんどになりますけれども、その他、旅費だとか、そういったいわゆる事務費を計上するという形になっております。

○小早川宗弘委員 もう1つ、いいですか。

16ページですけども、公営住宅維持管理費という勘定で、これは債務負担行為ということで、指定管理者の説明が41ページにありますけれども、明和不動産さんと、あと1社というふうに、全国規模の何か管理会社ということで、これは名前は何というところですか。

○原井住宅課長 日本管財株式会社でございます。

○小早川宗弘委員 維持管理をされているということで、これは何期目の更新というか、その指定管理者の継続というか、更新なんですかね。

○原井住宅課長 住宅課でございます。

今回、4期目で今やっています、次が5期目ということになります。今の指定管理者が、今回、ちょっと構成員は変わりましたが、続けて来期までやることになっております。

○小早川宗弘委員 それは明和さんが続けてやられると。

○原井住宅課長 現在は、コスギ不動産、明和不動産、日本管財の3社でございます。次期のほうで、明和不動産と日本管財の2社で企業体に変更がございました。

○小早川宗弘委員 主にこれは建物の維持、修繕、清掃だとか、そういった分野での指定管理だと思うのですが、今公営住宅の滞納者というのもどれぐらいというともわかりますか。

○原井住宅課長 滞納者の人数は、ちょっと済みません、今すぐ出てきませんが、徴収率は全国1位になっておりまして、99.8パーぐらいの徴収率になっております。

○小早川宗弘委員 公営住宅の滞納問題というのは、以前からずっと浮いた金として残っておるといふふうに思いますけれども、こういうところでは、それは賃料管理とか、そこまでは踏み込んで管理せぬということですかね。

○原井住宅課長 住宅課でございます。

指定管理者の業務としましては、入居者の公募に関する業務、入居者への指導及び連絡に関する業務、県営住宅の明け渡し手続に関する業務、県営住宅及び共同施設の維持、修繕に関する業務、駐車場管理業務、その他指定管理者が県営住宅または共同施設の管理上

必要と認める業務というのを課しております、特に、新規募集と、それと、年間起こります入退きの管理、そういう事務手続を盛んに行っております、この家賃滞納についても、再認定とかそういう手続も、基本的には、まず住宅管理センター、データが来まして、県のほうでそれを精査して、徴収は県のほうで行っております。

○小早川宗弘委員 わかりました。

結構多額の金額で指定管理をしていただくという感じで、何もかも、いろいろ今賃貸物件とかいうとの管理、マネジメントは、こういう専門家の方が一緒にうまく円滑に進めてくれるかなというふうに思いますし、滞納に関して言えば、最近、私も不動産業にかかわっている者として、家賃保証制度という保険会社があるとすけれども、そういったところも活用しながら、滞納、どれぐらいあるかよくわかりませんが、あれに入っておけば、基本的には家賃保証をしてくれるということですので、そういったノウハウも多分お持ちじゃないかなというふうに思いますけれども、その辺は何か工夫はされていますか。

○原井住宅課長 住宅課でございます。

済みません、先ほどの滞納者でございますが、30年度で33人の滞納者になっております。滞納額は481万4,000円、このように、数年前の億円単位の話からずっと徴収率を上げておりまして、それが連携して徴収を行った成果だと考えております。全国1位の徴収率になりましたので、その点は大丈夫かと思っております。

先ほどおっしゃいました保証制度でございますが、保証制度自体には料金もかかりますので、そこを全体でやるかどうかというのは、まだ熊本県としては、それは採用はしていません。

以上でございます。

○小早川宗弘委員 そういった案もあるということで、提案もあるということを入れておいていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑ございませんか。

○前田憲秀委員 道路保全課さんにお尋ねをしたんですけども、43ページ以降に専決処分の報告が数件ありました。

確認ですけども、50ページと52ページの堂園小森線の事故は、同じ場所ということではないんですかね。

○吉ヶ嶋道路保全課長 場所は、同一箇所でございます。

○前田憲秀委員 そしたら、この7割と8割の過失割合というのは、どういう根拠なんですかね。

○吉ヶ嶋道路保全課長 第29号議案、前半のほうでは、雨天ではなかったんですけども、次の30号議案ではですね、雨が降っていたと。気象条件が異なるという点での補償額の違いでございます。

以上です。

○前田憲秀委員 同じ日の午後10時半と11時半で、1時間後は雨が降っていたという認識でよろしいんですかね。これは確認ですけども、事故に遭った、破損した方のいわゆる苦情の度合いでみたいなことは間違ってもないですよ。

○吉ヶ嶋道路保全課長 そういったことはご

ざいませぬ。現地でそれぞれ立ち会い、そして事情聴取をやりながら、そして、自動車保険会社ですけれども、弁護士にも相談しながら、そういったことで、補償額のほうも検討、検証しておるところでございます。

以上です。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

このことに関してなんですけれども、例えば、ずっとこれは穴ぼこ、穴ぼこということ、よくこの専決処分であることですけれども、もちろんこういった賠償があったり、事故が起こりかけたというのは、すぐ復旧はされるんでしょうけれども、皆さん方がパトロールをされて、ここはすぐ復旧しないといけない、それと、我々からもいろんな、ここが穴がほげてたよということで連絡をさせていただくと、すぐ補修もしていただきます。それでもなかなか足りない状況なんですかね、やっぱりこうやって件数が出てくるということとは。

○吉ヶ嶋道路保全課長 今委員がおっしゃられた部分で、まださらなる、さらなるといいますか、やはり道路パトロール等、そしてそういう補修関係をやっていないといけないと思っています。

ただ、今回の発生時期が7月から8月、ちょうど雨天が多い時期ということで、一旦補修、常温合材で補修はしたにもかかわらず、また雨、そして走行が続いている間に、また再び穴ぼこ、雨によって、走行によって生じた、そういった部分が今回あったことが見受けられました。

○前田憲秀委員 わかりました。ありがとうございます。

幸いと言っていいのかどうか、余り大きな人身事故になるようなのはなさそうなんですけれども、パトロールは大変と思われま

れども、しっかり注視して頑張っていたきたいと思います。

以上です。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑はありませんか。

○吉永和世委員 港湾課で、13ページの単県港湾維持浚渫事業費、熊本港ほか3港とあるんですけれども、ほか3港というのはどの港湾になるのか、教えていただければと思います。

○松永港湾課長 有明海に位置します熊本港と、ほか3港につきましては、長洲港と百貫港と河内港です。

○吉永和世委員 基本的には、今言われた熊本港というのは重要港湾で、あと、ほかの3つは地方港湾なのかなと思うんですけれども、しゅんせつというのは、基本、単県事業と違っていいわけですか。

○松永港湾課長 補助でのしゅんせつというメニューもございます。ただし、補助につきましては、非常に条件が厳しくて、なかなか全部をしゅんせつできないという部分がありますので、その分につきましては、単独費でしゅんせつを行っているという状況です。

○吉永和世委員 全体の県のしゅんせつ、港湾しゅんせつ、航路しゅんせつあると思うんですけれども、その割合、補助事業と単県事業という形の割合というのはどれぐらいなんですか。

○松永港湾課長 済みません、ちょっと今その資料持ってきておりませんので、後ほどちょっと整理しまして御報告したいと思います。

○緒方勇二委員長 よろしいか。

○吉永和世委員 はい。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号から第4号まで、第17号、第21号、第24号及び第26号から第35号までについて、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外16件について、原案のとおり、可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外16件は、原案のとおり、可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が5件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いします。

○野崎監理課長 監理課でございます。

まず、お手元の資料、報告事項1、創造的復興に向けた重点10項目の進捗状況について報告をさせていただきます。

この重点10項目は、熊本地震から復旧、復興を一日も早く確実に進めていくため、復旧・復興プランのロードマップの中から10項目を選定し、重点的に進捗の把握を行うことにより、復旧、復興の加速化を図るものでございます。

まず、進捗状況の報告をさせていただきます。

この一覧の見方について、前回報告させていただいたことし5月末時点からの変更点を赤色で表記しております。青色の枠組みが既に達成完了したもので、黄色の枠組みが進捗の指標となるものでございます。

今回は、10項目のうち、土木部と関連が深い①「すまい」の再建、③阿蘇へのアクセスルートの回復、⑤益城町の復興まちづくり、⑨八代港のクルーズ拠点整備について、11月末時点の進捗状況を御説明いたします。

まず、①「すまい」の再建のうち、土木部で取り組んでいる災害公営住宅の整備については、上から4つ目の矢印に記載をしております。全体で1,715戸の整備を予定しており、そのうち、約52%、883戸が完成しております。被災者の一日も早い住まいの再建に向けて、残りの832戸について、本年度中の完成を目指して取り組んでまいります。

次に、③阿蘇へのアクセスルートの回復です。上から3項目めになります。

国道57号北側復旧ルート、現道部及び国道325号阿蘇大橋ルートについては、2020年度の全線開通に向け、国土交通省において精力的に復旧を進めていただいております。俵山ルートについては、9月14日に全線が開通いたしました。阿蘇へのアクセスルートの日も早い本格復旧に向け、引き続き、国と連携

して早期復旧を図ります。

次に、⑤益城町の復興まちづくりについて説明いたします。

熊本高森線の4車線化については、用地取得の状況は201名、72.3%の地権者の方に契約をいただいております。また、地域の皆様に事業に対する理解を深めていただくため、ことしの7月から取り組んでいるモデル地区整備は、今年度末には完了する予定です。

木山地区の土地区画整理事業については、仮換地指定を全57街区のうち19街区を終え、先行する街区では、11月から工事に着手いたしました。早ければ、2020年6月には宅地の引き渡しが可能である見通しでございます。

また、第3期仮換地指定を年度内に予定しており、一日でも早い自宅再建が可能となるよう、引き続き、全力で事業に取り組んでまいります。

次に、2ページ目の⑨八代港のクルーズ拠点整備について説明申し上げます。

国及びロイヤル・カリビアン社と連携しながら着実に整備を進めており、8月にはクルーズの拠点の愛称を一般公募して、くまモンポート八代に決定したところです。

工事の進捗についてですが、県が整備する駐車エリア等は順調に工事を進めております。また、国が整備しているクルーズ船専用岩壁やロイヤル・カリビアン社が整備している旅客ターミナル等の工事も順調に進んでおり、現場のほうは完成の姿が見えてきたところです。11月26日は、知事の現地視察もございました。今後も引き続き、3者で連携し、来年4月の供用開始に向け、魅力あるクルーズの拠点形成に取り組んでまいります。

説明は以上ですが、これから10項目を初め、復旧、復興全体を着実かつスピード感を持って進めてまいります。

引き続き、県議会の御理解と御指導をよろしくお願いいたします。

続きまして、報告事項2、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する熊本県計画（素案概要）について説明いたします。

この計画は、平成29年3月に施行されました建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律、通称建設職人基本法に基づく県計画として、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な方針と取り組みの方向性を示すもので、来年3月の策定に向け、現在、国や建設業協会等関係団体の代表者から成る検討会を設置し、検討をしているものでございます。

先月27日に開催した第2回検討会において素案を取りまとめましたので、その概要を報告いたします。

表をごらんいただきたいと思います。

第1の現状と課題でございます。

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備として、建設業における災害の撲滅に向けて一層実効性のある取り組みの推進が必要としております。県の建設業における労働災害による死傷者数は、長期的には減少傾向にあるものの、熊本地震以降は、震災前と比較すると高い水準で推移しており、平成30年度には、一人親方1名を含む8名ものとうい命が失われております。

次に、2、建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保として、建設工事従事者の高齢化が進行し、人材の確保が喫緊の課題となっている中、建設産業を魅力的な仕事場として、地位の向上を図りつつ、若年層の入職促進及び中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務であるとしております。

第2の基本的な方針には、法律に記載された基本理念に沿った形で、1、適正な請負代金の額、工期等の設定、2、設計、施工等の各段階における措置、3、安全及び健康に関する意識の向上、4、建設工事従事者の処遇

の改善及び地位の向上の4つを掲げてございます。

第3の熊本県において総合的かつ計画的に講ずべき施策には、1、建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等から5、建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発まで、5つの項目を記載しております。

青文字で記載したものが、法律において講ずるものとされた基本的施策、黒丸で記載したものが、県の取り組み内容で、最新の労務単価等を反映した予定価格の設定、適切な設計図書の変更など挙げております。今後、国及び関係団体の取り組み内容を追加していく予定でございます。

第4の施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な環境整備では、本県独自の取り組みとして、1、社会保険等の加入の徹底から6、県計画の推進体制等までの6項目を記載しております。県発注工事からの未加入業者の排除など、社会保険等の加入の徹底や週休2日や労働時間短縮といった働き方改革の推進などにしっかりと取り組んでまいります。

この素案をもとに、今回発注機関や関係機関等の意見を踏まえた上で、内容を精査し、来年3月には、計画策定、公表を行いたいと考えております。

監理課からは以上でございます。

○吉ヶ嶋道路保全課長 道路保全課でございます。

報告事項3、熊本県自転車活用推進計画（素案概要）について御報告いたします。

まず、計画策定の趣旨ですが、9月議会において御報告しましたとおり、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進するために策定するもので、平成29年5月に施行されました自転車活用推進法第10条に基づく県計画でございます。

次に、将来像及び目標案でございますが、本年11月に開催の有識者懇談会での御意見等を踏まえ、目標像として、さまざまな場面で自転車が気軽に安全に利用され、豊かさを感じる社会の実現を考えております。

このため、環境、健康、観光、安全・安心の4目標を掲げまして、12施策に取り組んでいきたいと考えております。

まず、環境においては、自転車が地域の基礎的な移動手段として利用される交通体系の構築を目標に、②のシェアサイクルの普及や④の自転車通勤の促進など、4施策に取り組むこととしております。

次に、健康においては、自転車で楽しみながら健康づくりができる環境の創出を目標に、公園等における自転車を活用した健康づくりや啓発に取り組むこととしております。

次に、観光においては、自転車が行き交う観光地域づくりを目標に、⑥、⑦のとおり、県内及び九州・山口でのサイクルツーリズムの推進に取り組むこととしております。

次に、安全・安心については、全ての道路利用者が安全で快適に通行できる道路環境の創出を目標に、⑧歩行者、車と分離された自転車通行空間の整備推進や⑨の自転車の安全利用の促進、安全意識の向上など、5施策に取り組むこととしております。

最後に、スケジュールですが、本年7月から庁内14課で構成する策定会議で検討を進めるとともに、11月には有識者懇談会を開催しております。今後は、12月20日からパブリックコメントにより、県民の皆様の御意見を伺う予定としております。その後、令和2年1月下旬から3月にかけて、有識者懇談会や庁内の策定会議を経て、計画を策定してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○渡辺下水環境課長 下水環境課でございます。

報告事項4、熊本北部流域下水道浄化センターにおける消化ガス発電事業者の募集について御報告いたします。

下水道エネルギーの有効活用と維持管理費の低減を目的に、熊本北部浄化センターにおいて、下水処理の過程で発生する消化ガスを売却し、これを燃料として固定価格買取制度の適用を受けて消化ガス発電を行う民間事業者を募集しております。

事業者の選定は、公募型プロポーザル方式で行うこととしており、Ⅱの応募条件は、(ウ)、下水道の消化ガス発電設備の施工及び運営実績を1件以上有することなどとしております。

Ⅲのスケジュールでございますが、11月15日より事業者の応募を開始しており、令和2年3月に事業者を決定し、令和4年4月から発電事業を開始する予定でございます。

今後とも、下水の有する未利用エネルギーの有効活用などを図り、維持管理費の低減に努めてまいります。

下水環境課の説明は以上でございます。

○竹田河川課長 河川課でございます。

報告事項5、球磨川治水対策協議会について御報告します。

球磨川の治水につきましては、国、県及び流域市町村で、平成27年3月に球磨川治水対策協議会を設置し、戦後最大の被害をもたらした昭和40年7月洪水と同規模の洪水を安全に流下させる対策について検討を続けております。

これまでに国、県、流域市町村の実務者による協議会を9回開催し、ここでの検討状況を踏まえた整備局長、知事、市町村長から成る会議を4回開催しております。

本日は、去る11月13日に開催しました第4回整備局長・知事・市町村長会議の対応について御報告します。

会議概要を1の枠内に記載しております

が、治水対策の組み合わせ案10案と、それぞれの概算事業費やおおむねの工期、環境、地域社会への影響等を提示しました。あわせて、ダムによらない治水を検討する場で積み上げた対策の進捗状況も説明し、意見交換を行いました。

組み合わせ案10案の内容につきましては、枠内の下段をごらんください。

引堤や河道掘削、堤防かさ上げなど、さまざまな治水対策を中心対策として、それを補完する対策などを組み合わせた10案を提示しております。

市町村長からは、それぞれの組み合わせ案を実施することで生じる家屋の移転や優良農地の消失、河川や海域環境への影響など、地域社会や環境への影響等についてさまざまな意見が出されました。

具体的には、2、市町村の主な意見に記載しております。

錦町や相良村から放水路案について賛同する意見がありました。この放水路案に対しましては、八代市から治水や環境面での懸念、五木村からはのみ口部の処理等について疑問があるとの意見が出されています。

裏面をお願いします。

人吉市からは、引堤案や堤防かさ上げ案に関して、実現に長期間を要することを危惧する意見がございました。球磨村や山江村からは、今後の進め方やまとめ方等について質問がありました。

今後は、今回の協議を踏まえ、組み合わせ案10案を対象として共通認識が得られるようさらに議論を深めるとともに、実現可能なハード対策を着実に進め、流域市町村の意見を伺いながら、ソフト対策の充実強化も進めていくこととしております。

説明は以上です。

よろしく願いいたします。

○緒方勇二委員長 以上で執行部の説明が終

わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○小早川宗弘委員 蒲島県政3期目の創造的復興に向けた重点10項目について、それぞれ皆さん方も頑張っているというふうには評価をしたいというふうに思います。

特に、9番目、八代港のクルーズ拠点整備については、私の地元でありますけれども、順調に整備を進めていただいていますことに感謝を申し上げたいというふうに思います。

ただ、工事が始まってからちょっと期間が短かったというか、そういう部分があって、地元の中では、ほんなこて年度内に完成すつとだろうかと、国のほうは耐震岸壁、県のほうは大型バス、民間のほうはクルーズ、船会社のほうは建物というふうなことで、非常に期限も迫る中で、観光地とかいろんな負担がもしかすると発生しているのではないかなというふうに思いますので、そこはもう一度確認していただいて、工期は間に合わせていただきたいんですけども、あんまり無理すると、事故とかあるいは職人さんのけがとか、そういうのが発生すると思いますので、せっかくこの熊本県計画で、従事者の安全及び健康の確保に関する県計画というの概要ができておりますので、これにのっとったような形で、くれぐれもそういう事故がないような形で余裕を持って工事を進めていただきたいというふうに思います。

そういったことに対して何かありますか。

○松永港湾課長 確かに、委員がおっしゃるとおり、期間的に非常に厳しい状況にございますが、今のところ、余裕はないにしろ、その目標とする4月1日の供用開始に向けて間に合うような形で工事を進めていると。これはもう国も県もRCLのほうも同様の状況でございます。

特に、いろんなそういった問題が出てきたときに即座に対応できるように、3者で連絡調整会議を設置いたしまして、その中でさまざまな問題点については議論をして工程に影響がないよう、さらには、そういったいろいろな問題が発生しないようなことを今やっているところでございます。

以上でございます。

○小早川宗弘委員 監理課長が、先ほど説明の中で、もう順調、順調に進んでいる、順調にと何遍か強調されておられたもんだけん、順調に進めんばんという気持ちは伝わってきましたけれども、その裏腹として心配点がありますので、そこも十分踏まえながら工事を進めたいというふうに思います。

それから、あと1問、よろしいですか。

自転車活用推進計画についてでありますけれども、非常におもしろい自転車の活用の計画が立てられつつあるのかなというふうに思います。それで、先ほどの説明の中で、この2番目、将来像及び目標というところの中で、ちょっと下のほうで、安心、安全のところですかね、全ての道路利用者が安全で快適に通行できる道路環境の創出というふうなことで、なかなかこれは現実的には難しか部分ではなかろうかなと思います。歩行者と車と分離された自転車通行空間をどうやって創出するのかという部分はですね。でも、ここをちゃんとなし遂げていかぬと、なかなかこの自転車利活用というふうな環境整備も整っていかぬのかなというふうに思います。

それで、博多はですね、福岡だったかな。ブルーのラインで、あれはブルーのラインですね、たしか自転車の歩道というのは。車道と同じレベルでブルーのラインが引かれておって、結構、左折するときとか、何か危なかつすよね。目立つことは目立つけれども、自転車が優先するのかもしれませんが、何か異常に危険さ、車からしてみると、

危険な箇所だなというふうに思いますので、何かその辺の工夫というのは、今後この計画の中にも反映させていただきたいと思いますが、その辺はどういうふうに考えていますか。

○吉ヶ嶋道路保全課長 将来像として、さまざまな場面で皆様に利用していただけると。その条件下には、やはり、今委員御指摘のとおり、道路環境の整備、そのように私どもも認識しているところでございます。

大きくその整備形態といたしまして、今委員がおっしゃられた福岡のブルーライン、道路上、車が走るところにブルーのラインを表示しているという、そういったいわゆる車道混在型というものでございまして、一番いいのは自転車道、ブロックとブロックのいわゆる自転車だけが専用に通れるレーンをつくるというのが一番理想型なんですけれども、なかなか都市部でありましたり、用地補償の関係でそういったところは非常に費用的にも困難でありますので、やり方とすれば、そういう車道混在型、路面にブルー、矢羽根型とかそういったことも、表示することも整備手法としてありますので、そういったところを安全、安心に進めるために、もちろんこれは、地域の方々、そして一番はやはり交通管理者の方々との現場のほうで、しっかりそこは協議しながらやっていきたいとします。

まずは、冒頭申し上げられたとおり、道路環境の整備が非常に大きな、それをもとに自転車の普及拡大につながっていくと思いますので、そこは道路管理者としても、今後しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○小早川宗弘委員 よろしく申し上げます。
以上です。

○吉永和世委員 八代港のクルーズ拠点整

備、整備のほうは順調ということで安心して
いるのでございますが、護岸整備は、はっき
りいって、目的ではなくて、手段だろうとい
うふうに思いますが、ことし、ちょっとクル
ーズ船の数が少なかったということで、ちょ
っと不安視している方が多いのかなというふ
うに思うんですが、拠点整備が終わって来年
4月から供用開始ということでございます。
その本来の目的を達成するような準備とい
うのは、やはり並行で行われているのかなと
いうふうに思うんですけれども、来年4月の出
発という時点でどういった状況になるのかな
と思って、楽しみにしているんですけれど
も、その点はどうですか。

○松永港湾課長 港湾課でございます。

今クルーズ船の増加に向けて、ことし7月
から集中的に各船社、それと旅行会社、これ
は中国、日本も含めてですけれども、それと
か、総代理店合わせまして50社以上にセール
スをかけております。それで、現在のところ、
その効果も含めて約80回の寄港の予約を
いただいているところでございます。

今後とも手を緩めず、そういったセールスに
ついては、商工観光労働部と一緒にやってい
きたいと考えております。

以上でございます。

○吉永和世委員 50社にアプローチして80回
は寄港予定であるということではございませ
ん、ことしよりは回数が多くなるということ
で非常にいいことだなと思いますが、整備計
画は年間200隻程度ということで目標がある
わけでありまして、まだその半分にもいか
ないという状況なので、その辺はしっかり横
の連携もとっていただくと同時に、地元もし
っかりと連携もとっていただいて、最大の目標
が達成できるように頑張りたいと思います
けれども、よろしくお願ひいたします。

○緒方勇二委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

○松村秀逸委員 先ほど小早川委員のおっし
やった自転車の関係でございますけれども、
健康にいいという意味でも、自転車による利
活用というのは非常にいいことだと思います。

それで、いつも私が思っていたのが、ちょ
うど整備を今後される中で、自転車の事故と
いうのが——一番安全という意味では大変大
事なことですけれども、優先順位でどうい
うところにそういう整備をされるのか。それと
また、1つ、前から考えているのが、阿蘇の
やまなみハイウエー、この道路が昔ながらの
——全然自転車の横に行くとは非常に危ない、
そういうところをちょっと自転車道を隣接し
てちょっと拡幅するというんですか、歩道と
自転車道を兼ねて、そういうのをされて観光
とマッチングされたらいかかかなというのを
ずっと思っているところで、ぜひあのすばら
しい阿蘇の景観を自転車で——やはり今は海
外の方々も自転車を借りて、あの阿蘇やま
なみハイウエーを行かれてはいかかか、そう
いうのに関連して、観光、それとそれを整備計
画をされたらいかかかと思っておりますので、ぜひ
よろしくお願ひしたいと思っております。要望で
す。

もう1つ、前は、私の地区の学校の件でい
いますと、よく自転車の教育というか、自転
車の安全運転の協議会とかあったんですが、
そういう中で、やはり自転車、最近高校生が
非常に危ないんですよね、朝から。とにかく
赤信号でも突っ込んでくるような、そうい
うのを土木ではないんですけれども、教育委員
会が第一に関連してくると思うんですけれど
も、そちらとあわせて、当然自転車の活用を
ふやすということであれば、連携もいただ
いて、自転車教育のほうを進めていただきた

いというふうに思います。

以上です。

○吉ヶ嶋道路保全課長 道路保全課でございます。

安全上、高校生、危ないというような、そういった安全教育関係でございますけれども、安全分野のほうでしっかりとそこは関係者のほうと連携して、対策のほうでもそういうことは盛り込まさせていただいております。

それと、一番最初のほうにございました観光関係とのマッチングといいますか、その件につきましては、観光ということで大きく柱としても4つの中に入っております。現在、サイクルツーリズム協議会ということで、まず最初に、人吉・球磨が昨年度、そして天草、そして阿蘇ということで、3地域振興局で協議会が立ち上がっておりますので、その中でいわゆる観光、地域産業、そして——済みません、先月、菊池振興局内におきましても、今4協議会が設立されております。その中では、一番の柱は、やはり観光との連携でございます。阿蘇でいきますと、やっぱりインバウンドでありましたり、あと、地域の物産、そういった活性化でありましたり、そういったところも当然目標として入っておりますので、その中でルートを協議会の中で設定して、重点的な整備ということでは、今後検討を進められていくというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○緒方勇二委員長 よろしいですか。

○前田憲秀委員 私も自転車活用推進計画で関連してですが、②にシェアサイクル等の普及促進とありますけれども、このシェアサイクルも道路保全課さんが中心に計画していくような方向性なんですかね。

○吉ヶ嶋道路保全課長 庁内関係課、12課で連携してやらせております。

シェアサイクル等の普及促進につきましては、交通政策課のほう窓口となって、今後取り組んでいくこととしております。

○前田憲秀委員 例えば、市内の中心市街地は、車の乗り入れを制限するとか、さまざま今議論が出ていますけれども、周辺で、パーク・アンド・ライドではないですけども、駐車を整備してシェアサイクルで中心市街地に行っていくとか、いろんな試みができるのではないかと思うので、そこは連携してぜひやっていただきたいと思います。

それともう一つは、⑧で、先ほどからもあるように、歩行者、車と分離された自転車通行空間の整備推進とあります。これは道路保全課さんが今報告をされたんですけども、道路整備課さんで、例えば、これから道路を整備します、つくるというときに、全ては無理でしょうけれども、この自転車専用道、自転車を通るような仕組みはできないのかとかいう検討が出てくるようになるもんなんじゃないか。きょうは亀崎課長、発言がないので、ぜひ。

○亀崎道路整備課長 道路整備課でございます。

まさしく委員がおっしゃるとおり、道路整備の段階からそういうことも考慮して整備を進めていくということは、今の流れの中で進めております。30年3月に自転車通行空間整備に係る基本方針というものを県として出しております。その中で、今おっしゃいましたように、整備の選定を目安として、自転車専用通行帯、あるいは車道混在型ということで、我々が改良するときも、現道を、例えば拡幅するといったときも、そういったことを念頭に置きながら、どういった自転車空間を

取り入れることができるかとか、あるいは新しくバイパスをつくりますときも、そういう自転車の利用見込みと地元の警察等と協議しながら、自転車の通行区分帯であります自転車の走行空間というのを考慮しながら、今計画策定は進めているところでございます。

以上です。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

なかなか既存の道路上で、また新たに専用通行帯というのは、非常に難しいイメージもあるんですけども、せっかくこのように推進計画をこれから出されるということなので、何かモデルになるようなことができるように頑張っていたいただきたいなと思います。

12月20日の予定でパブリックコメントもということですので、ぜひ多くの意見、さまざまな意見を聞けるような、そういう環境づくりもぜひつくっていただければと思います。

以上です。

○緒方勇二委員長 ほかにありませんか。

○楠本千秋委員 その自転車活用の関連で、10日ほど前に天草のサイクルツーリズム協議会の2回の総会があつて、そのときの説明によると、8年間ぐらいかけて天草の周辺を、もう始まっているそうですけれども、植樹帯のあるところはそれを取り除いて、矢羽根というんですかね、を表示して1車線のところもと、そういうようなやつを8年間ぐらいかけてやるんだという説明があつて聞いているんですけども、この前、僕も一般質問しましたタンデム自転車が12月1日から公道解禁になりまして、その辺の安全対策というんですかね、をこの中に盛り込んでいかれるのかというのをちょっとお聞きしたいんですけども。

○吉ヶ嶋道路保全課長 今委員の御発言のと

おり、交通管理者のほうでタンデム自転車の公道解禁というふうなことで動きあつてございます。

この自転車は、もう子供から大人、あらゆる方々を対象に、自転車は、通常の普通自転車、タンデムは普通自転車ではないんですね。それが、今後2人乗りができるということで、そういった環境が整っています。我々のほうも、先ほど申しましたとおり、交通管理者、地域の方々とも連携、そういったところは話し合いしながら、空間整備のほうは、その地域、地域に応じて、今言われたように矢羽根をつけていく、そういった路面表示になりましたり、植樹帯を切除して、その後に空間整備を行っていくと。いろんな手法がございまして、取り組みを今後させていただければと思っております。

以上でございます。

○緒方雄二委員長 矢羽根って何ですか。

○吉ヶ嶋道路保全課長 矢羽根は、路面に青色で表示の、屋根じゃないですけども、ちょっと矢印が、弓矢の羽みたいな、ブルーで表示されております。

○楠本千秋委員 安全対策というのが特に重要だと思いますので、いろいろ調べたところ、四国なんかそういう警察と障害者と自転車協会とかと、かなりいろんな対応をされているみたいですので、何かその辺も含めたところで検討していただければと。よろしくお願ひします。

○緒方勇二委員長 要望でよろしいですか。

○楠本千秋委員 はい。

○緒方勇二委員長 ほかにありませんか。

○大平雄一副委員長 益城町の復興まちづく

りについて質問いたします。

4車線化にしる、区画整理にしる、計画をスピード感を持って取り組んでいただいておりますことに感謝します。

その中で、逆に今からが大変な用地交渉とも抱えているのではないかと思います。その中で、どういうことが大変であるとか、いろいろ出てきているかと思えます。私どもも認識を共有して協力体制をとって用地交渉なり、地元の方々にお話をしていかなければならないかなと思っております。何かそういう事項があれば、教えていただければと思います。

○坂井都市計画課長 熊本高森線につきまして、今72%、用地買収が大体できております。今からが、大分大変な交渉になってくると思えますけれども、それぞれ皆さん方が、それぞれ生活のリズムと申しますか、生活の計画があるものですから、そこまで入ったところで、例えば、商売を今後どういうふうにするかと、そういうところも含めて相談に乗りながら交渉を進めたいと思っております。

例えば、道路敷に店舗がかかるというところであると、ここで商売を続けていかれるのか、また、違うところに行かれるのか、そういったところで、その中身までお話を伺ったところで、ぜひここで商売をやりたいという御意見があれば、例えば、道路区域の外側の方々の意見もお聞きしながら、用地提供していただけるかどうか、そういったところも含めたところで交渉をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○大平雄一副委員長 テナントに入られていると、いろんな店舗の方々が移る場所がない。大家さんは契約をしたいというところで、商売を継続してやっていくにも、移るところがないもんだから、なかなかそこが厳し

いのでということで、益城町のほうでも、そういったまちづくり会社を設立されて進めていかれているんですけども、それにもやはり時間的なものがかかりかかってしまって、大家さんとそのテナントに入っている方々との、やはりなかなか認識が一緒にならないというところがあるもんですから、できれば、何かいい方策を県のほうから町のほうにも御支援いただければと思います。

○坂井都市計画課長 地権者とたな子でいらっしゃる商売されている方と県の中で話をやるんですけども、今益城町が進めていますまちづくり会社を設置されました。今町のほうで考えられているのは、企業の持っている土地をお借りして、建物を建てて、その中に店舗を借りていただく、そういう仮設の店舗、商売を続けることができない方とかは、そこに一時的に入らせていただいて、また違うところに移る段取りが、時間的に余裕を持つための、そういう仮に移らせていただく、そういうシステムを今構築を考えられておまして、その辺では、県のほうもいろいろアイデアを出しながら進めたいと思っております。

以上です。

○緒方勇二委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

ここで、私のほうから1つ御提案がございます。

さらなる委員会活動の活性化に向けた取り組みの一つとして、常任委員会ごとに1年間の常任委員会としての取り組みの成果を、2月定例会終了後に県議会のホームページで公表することとしております。

つきましては、これまで委員会で各委員から提起された要望、提案等の中から、執行部

において取り組みの進んだ項目について、私と副委員長で取り組みの成果(案)を取りまとめた上で、2月定例会の委員会で委員の皆様へお示しし、審議していただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、その他で委員の皆様から何かありませんか。

○松村秀逸委員 せんだって、竹崎議員の質問にもありました河川の浸水想定図、それについてちょっと、20年度予定が19年度、今年度中に前倒しされるということは非常にいいことなんです、その進め方と、その後、想定図をつくった中でやっぱり今——せんだっての関東地区も河川の氾濫による災害が非常にひどかったということで、これも、熊本もいずれそういうこともあり得るということでのお考えだろうと思います。大変いいことだと思います。

それで、その後の想定された中で、やはりもうわかっている部分もあるでしょうけれども、至急河川改修と堤防の改修なり、もしくは掘削なりをやらなきゃいけない部分等もわかっている範囲があれば、お教えいただければと思います。

○竹田河川課長 河川課でございます。

まず、最初の洪水浸水想定区域の作成状況でございます。

先ほどの一般質問のほうで土木部長のほうで答弁してありますとおり、義務づけられている河川が、水位周知河川と呼んでおりますけれども、県で管理しております407河川のうち、67河川が水位周知河川でございます。これにつきましては、年度末までに作成、公表を終わらせたいというふうに考えております。

それから、407から67を引きますと、340というその他の河川がございます。これにつきましては、浸水想定区域の作成義務はございませんけれども、やはり何らかの対応が必要だろうということで、特に大きな浸水被害がないようなところを除いた分につきましては、作成をやっていこうということで、今年度からそれを進めているところでございます。

ただ、非常に費用もかかる話もございまして、その水位周知河川では、エリアと水深、それから浸水した後にどれぐらい水が排水していくかという時間の問題とか、家屋が流されるようなところはどこかとか、いろいろそういう4つぐらい図面をつくることになっておりますけれども、それをちょっと一部簡略をしまして、まず、想定し得る最大規模の雨が降った場合の浸水エリア、それと浸水の深さ、これについては作成していこうというふうに考えております。

あとは、ちょっと予算の問題がございまして、一年でも早くできるようにやってまいりたいと思っております。

それから、2点目のこの前の台風19号等の被害を受けての河川に対するさまざまな対応ですけれども、国のほうで、今補正予算の話も出ておりますけれども、これについては、こちらのほうでも予算を確保できるような形で対応を進めておるところでございます。

その前に、防災・減災、国土強靱化のための緊急3か年計画ということで、ことし、来年度まで、その分のお金が通常予算とプラスして予算が来るというところは、国のほうも堅持をされるということで、さらに上乗せをする必要があるかということと、私どもからしますと、この3カ年ではやっぱりどうしても足りないの、令和3年度以降もこういった同じような予算措置について財政支援をしていただきたいということで、国のほうには要望しているところでございます。

以上でございます。

○松村秀逸委員 ありがとうございます。

もう十分県のほうも考えておられるというのはわかっておるんですけども、やはりいつあるかわかりませんので、できるだけ早くそういうものに対して対応していただきたい。そして、どの地区が危険区域かとわかった時点で、早目の対策工事に県も入っていただきたいというふうに思います。どうぞよろしくをお願いします。

以上です。

○緒方勇二委員長 よろしいですか。

○松村秀逸委員 はい。

○緒方勇二委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書が11件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

これをもちまして第4回建設常任委員会を閉会いたします。

お疲れでございました。

午前11時9分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

建設常任委員会委員長